

スペシャルオリンピックス日本・兵庫、神戸プログラム会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は「スペシャルオリンピックス日本・兵庫、神戸プログラム」と称する。

第2条 (本部事務局所在地)

本会は、本部事務局を下記におく。

神戸市長田区平和台町 3-3-7 (株) インテリアさんのみや内
(電話 078-611-3695)

第3条 (組織)

本会は、スペシャルオリンピックス日本・兵庫 (以下 SON 兵庫) に所属し、本会の目的に賛同する会員をもって組織する。

第4条 (目的)

本会は、SON 兵庫の定める市域プログラムとして、SON 兵庫の会則・目的に則し、スポーツ活動を通じて知的障がいのある人たち (アスリート) の健全育成を目指す。また活動エリアとして、神戸市内を主な場とし、この活動が近隣地域を始め兵庫県下により一層拡大することと、一般市民との相互理解を深めることを目的とする。

*スペシャルオリンピックスでは、スペシャルオリンピックスに参加する知的障害のある人を「アスリート」と呼んでいます。

第5条 (方針)

- 1,本会は、本会の目的に賛同する各種団体及び地域企業と協力することができる。
- 2,本会は、民主的な団体とし特定の宗教、政党に偏らない。

第6条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) アスリート (競技者) への参加の呼びかけ、及び保護者地域市民相互の交流
- (2) アスリートのための各種スポーツの指導、及びレクリエーションの企画
- (3) スペシャルオリンピックス指導者の養成と指導法の研究
- (4) スペシャルオリンピックス精神の普及と広報

- (5) ボランティアへの参加の呼びかけ、及び実践
- (6) 地域、県内、国内、国際大会の実施と参加
- (7) 大会参加アスリート、役員を選定、及び派遣
- (8) 本会運営費用の募金活動と基金づくり
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

第7条 (会員)

本会に下記の会員を置き、登録することにより会員となる。

個人：アスリート会員（知的障がいのある人。但し6歳以上）

ファミリー会員（アスリートの家族）

ボランティア会員

賛助会員

第8条 (休会)

本会は、会員からの申し出により、1年間の休会を認める。但し、1年毎に会員の意思を確認、会員からの申し出により更新できるものとする。

但し、休会中はスポーツプログラムへの参加は認められない。

第9条 (退会)

本会は、会員からの申し出により、いつでも退会する事ができる。但し、プログラム活動費や必要に応じて徴収された費用についての返金はないものとする。

第10条 (賛助金)

本会の運営のため、賛助金（任意）は下記の通りとする。

- (1) 個人会員は、年額1口3,000円以上（但し学生は年額500円以上）
- (2) 企業・団体は年額1口10,000円以上

第3章 役員

第11条 (神戸プログラムの役員及び運営委員会)

- 1, 本会は、神戸プログラムの中に運営委員を置きその運営委員会をもって日常的なスポーツプログラム等を実施するために協議と運営を行う。
- 2, 神戸プログラム運営委員会は、定例に開催し神戸プログラム委員長がこれを招集

- し議長となる。
- 3, 神戸プログラム運営委員会は、神戸プログラム委員長他、神戸プログラムの事務長、各専門委員会の委員長、会計責任者及び委員（スタッフ、お世話係）で構成する。
 - 4, 委員長他役員は改選時に自薦、他薦を含め候補者を選定し、運営委員会メンバーの投票又は承認（運営委員会構成員の2分の1以上の賛成）により決定される。

第12条（役員任期・報酬）

- 1, 役員任期は2年とする（1月1日から12月末日を1年とする）、ただし再任をさまたげない。
- 2, 任期中での補欠役員は前任者の残任期間とする。
- 3, 役員報酬は無償とする。

第13条（専門委員会）

神戸プログラムには、下記の専門委員会を置きそれぞれに委員長を選任する。又必要に応じ副委員長をおくことができる。

- (1) スポーツプログラム委員会
- (2) アスリート委員会
- (3) ファミリー委員会
- (4) ボランティア委員会
- (5) 医療委員会
- (6) 広報委員会
- (7) 財政委員会
- (8) プロジェクト委員会

- 2, 各専門委員会は委員をもって構成し、それぞれの専門分野において神戸プログラムの運営に協力する。

第4章 会計

第14条（運営経費）

- 1, 神戸プログラムの運営経費は、予算に基づき管理執行され賛助金、援助金、寄付金、分担金、活動費及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 2, 神戸プログラムの会計は独立しているものとし、常に会計監事が掌握する。
- 3, 神戸プログラムの会計は、SON 兵庫への年次決算報告をするものとする。

第15条（経費支出）

- 1, 神戸プログラムの経費支出は運営委員会において承認を受け実施する、ただし緊急を要するもの、小額の支出(1万円以下のもの)についてはプログラム委員長または会計委員長の判断により実施することが出来る。

第16条 (ボランティアに関する交通費補助)

- 1, 学生、社会人に関わらず、神戸プログラムが主催するボランティア活動、イベントに参加するボランティア会員に対し、交通費として1回当たり上限1000円までの実費を支給する。

第17条 (スポーツプログラムへの参加活動費用)

- 1, 神戸プログラムが主催する各種スポーツプログラムの参加に伴う申し込みに伴いアスリート一人、年度毎、1種目毎に2000円のプログラム活動費を徴収する。
- 2, 1とは別にスポーツプログラム毎の実施に伴い、費用が発生する場合は、アスリート、ファミリーの了解の元に相応の費用を徴収する場合がある。

第18条 (資産の管理)

本会の資産は神戸プログラム委員長が管理し、その管理方法は運営委員会の議決により別に定める。

第19条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり当年12月31日に終わる

第5章 補則

第20条 (会則の改正)

本会則は、運営委員会出席委員の3分の2以上の同意により改正することができる。

第21条 本会則は、2007年1月1日から施行する。

(改定1) 2008年1月23日

(改定2) 2008年1月26日

(改定3) 2021年9月1日